

# 1 参議院議員通常選挙が行われます

CLIP

任期満了(7月25日)に伴う参議院議員通常選挙が、近く行われます。選挙権年齢が18歳以上になって初めての参議院議員通常選挙では、宮崎県選出議員選挙と、比例代表選出議員選挙の2種類の投票を行います。

◎投票できる人

住所	年齢
次の①または②に該当する人。 ①登録基準日(公示日の前日)の3か月前までに転入届を出し、引き続き市内に住んでいる人 ②既に転出した人で市内に3か月以上の居住歴(住民登録)があり、転出から4か月経過していない人 (転出先市区町村の選挙人名簿に登録されていなければ、宮崎市で投票できます)	満18歳以上の人(投票日翌日までに誕生日を迎える人)
※法改正により、宮崎市の選挙人名簿に登録される前に市外に転出した場合でも②の要件を満たせば宮崎市の選挙人名簿に登録され、宮崎市で投票できるようになりました。	※法改正により、選挙権年齢が18歳となります。

◎投票時間

7時～20時(一部投票所は18時まで)

【問】選挙管理委員会事務局 ☎21-1860、FAX20-1568

◎投票所入場券(はがき)

今回の選挙から、投票所入場券は圧着シール式はがきとなり、1通に4人まで掲載されます。入場券の裏面に期日前投票の際に必要な宣誓書の様式が印刷されています。入場券(はがき)は、公示日ごろに各家庭に郵送します。当日、投票所に持参してください。方が、入場券を紛失しても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

# 2 6月23日～29日は男女共同参画週間です

CLIP

【問】地域コミュニティ課 ☎21-1714、FAX22-0200

「男だから」「女だから」と単に性別によって役割に縛られていると感じたことはありませんか？ このような固定的性別役割分担意識は、まだまだ社会に根深く残っています。この機会に、市男女共同参画センターで男女共同参画社会について考えてみませんか。

お知らせ 1

## さんかくカレッジ「身近にあるジェンダー」

「気づきから築こう、男女共同参画社会へ」をテーマに開催。「ジェンダー」が身近な問題であることに気づき、理解できる内容になっています。

- 日時 / 6月25日(土)13時30分～15時30分
- 場所 / 市男女共同参画センター
- 定員 / 30人
- 申し込み / 前日までに、電話で市男女共同参画センター(☎25-2055)へ。

お知らせ 2

## キャッチフレーズ募集

家庭や地域、学校、職場などあなたの身近な暮らしの中にある男女共同参画をテーマに分かりやすい言葉で表現しませんか。応募方法など詳しくは、市ホームページに掲載しています。

- 応募資格 / 市内在住・在勤・在学の人
- 申し込み / 地域コミュニティ課などで配布する応募用紙に必要事項を書いて、直接または郵送で9月9日(金・必着)までに地域コミュニティ課(〒880-8505、住所不要)へ。

# 3 介護保険のお知らせ

CLIP

【問】介護保険課 ☎21-1777、FAX1-6337

①介護保険料が決まりました

介護保険料は、前年の所得などに応じて12段階に区分されます。保険料率は昨年度と変更ありません。

- 65歳以上の人：6月中旬(6月以降に65歳になる人は65歳になる翌月の中旬)に、介護保険料額通知書を郵送します。
- 40歳以上65歳未満の人：加入している医療保険の算定方法により保険料が決まります。医療保険と一緒に納める仕組みになっています。

なお、65歳以上の人の納め方は特別徴収と普通徴収の2通りがあります。納付方法は、年金からの特別徴収が原則です。特別徴収から普通徴収への変更はできません。

②介護保険負担限度額認定証の更新が行われます

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)、ショートステイ利用の際の食費・居住費の一部を介護保険から給付しています。認定証は毎年更新が必要で、対象者には6月中旬までに関係書類を送付します。なお、新規の申請をする人は、早めに手続きをしてください(認定証の有効期間は申請した月から開始となります)。

- 提出するもの / 申請書(本人もしくは申請者が押印したもの)、預貯金通帳などの写し、同意書(本人が押印したもの。配偶者がいる場合は配偶者の押印も必要)
- 申し込み / 7月22日(金)までに、介護保険課または総合支所市民福祉課へ。

③介護保険負担割合証を発送します

介護保険サービスを利用するときは、負担割合証が必要となります。現在お持ちの負担割合証の有効期限は、7月31日までとなっています。8月1日以降の負担割合証は8月上旬までに、住所または設定された送付先へ送付します。

## 特別徴収：年金支給月に年金から保険料を差し引く方法

- 対象 / 4月1日現在で、高齢・退職・遺族・障がい年金が年額18万円以上の人

## 普通徴収：納付書や口座振替で納める方法

- 対象 / 年金が年額18万円未満の人や年金を受給していない人、年度途中で65歳になる人や宮崎市に転入した人

今回の選挙について詳しくはコチラ



【投票日に投票所で投票できない人は】

◎期日前投票

仕事や旅行などで投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。その際、宣誓書(自書)の提出が必要で、宣誓書は次のものを使用してください。

- ・投票所入場券裏面の宣誓書(※図1参照)
- ・市ホームページからダウンロードしたもの
- ・期日前投票所に備えているもの

期日前投票所	期間	時間
市役所本庁舎 西側プレハブ	公示日の翌日～ 投票日前日の土曜日	8時30分～20時
総合支所	投票日の6日前の 月曜日～投票日 前日の土曜日	9時～20時 (土曜日のみ) 17時まで
地域センター	投票日の6日前の 月曜日～投票日前々 日の金曜日	9時～17時
宮崎公立大学 交流センター		
宮交シティ	投票日の8日前の 土曜日～投票日 前日の土曜日まで	10時～20時 (最終日は) 17時まで